

弁護士法人の業務停止期間中における業務規制等について弁護士会及び日本弁護士連合会の採るべき措置に関する基準

(平成十三年十二月二十日理事会議決)

改正 平成一九年 三月一五日

同 二六年一二月一八日

(目的)

第一 この基準は、弁護士会又は日本弁護士連合会から弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号。以下「法」という。）第五十七条第二項第二号に掲げる懲戒の処分（以下「処分」という。）を受けた弁護士法人（以下「被懲戒弁護士法人」という。）の業務停止の期間中における業務規制等について、弁護士会及び日本弁護士連合会（以下「弁護士会等」という。）の採るべき措置を定め、もつて、国民の弁護士、弁護士法人及び弁護士会等に対する信頼並びに懲戒制度の実効性を確保するとともに、処分の適正かつ公平な運用を図ることを目的とする。

(業務規制等の説示)

第二 弁護士会等は、処分の告知に当たり、被懲戒弁護士

- 1 -

法人に対し、次に掲げる事項及び弁護士会が別に定める規制措置について説明し、その遵守を説示しなければならない。

1 弁護士法人の業務停止のとき

(法律事件等の取扱い等)

一 被懲戒弁護士の業務停止期間中における業務規制等について弁護士会及び日本弁護士連合会の採るべき措置に関する基準（平成四年一月十七日理事会議決。以下「弁護士措置基準」という。）第二一号から第六号までの規定は、「被懲戒弁護士」を「被懲戒弁護士法人」と読み替えて、被懲戒弁護士法人について準用する。

被懲戒弁護士法人の社員並びに使用人である弁護士及び外国法事務弁護士（以下「社員等」という。）は、法第三十条の六第一項の規定により選任された事件は、辞任しなければならない。ただし、業務停止の期間が一月以内の場合であつて被懲戒弁護士法人が当該事件に係る委任契約を解除しないことができ、かつ、解除しない場合は、この限りでないが、被懲戒弁護士法人の業務停止の期間中は、当該事件の業務を行うことはできない。

- 2 -

(指定の取扱い)

二 被懲戒弁護士法人の業務停止の期間が一月以内であつて依頼者が指定の継続を求めるときは、被懲戒弁護士法人の社員は、指定を継続して業務停止の期間が満了した後に再び業務を行うことができる。

(復代理人等の監督)

三 被懲戒弁護士法人は、処分を受ける前に選任した復代理人並びに使用人である弁護士及び外国法事務弁護士(以下「使用人弁護士等」という。)に対し、指示及び監督をしてはならない。

(法律事務所 of 管理行為等)

四 被懲戒弁護士法人は、法律事務所 of 管理行為及び賃貸借契約並びに使用人弁護士等及び従業者との雇用契約等を継続することができる。

(法律事務所 of 使用)

五 被懲戒弁護士法人及びその社員等は、被懲戒弁護士法人の業務を行うためにその法律事務所を使用してはならない。

被懲戒弁護士法人の社員等が、自己の業務(社員については、法第三十条の十九第二項の規定に抵触しない業務に限る。第二項第六号において同じ。)につい

- 3 -

て、被懲戒弁護士法人の法律事務所を使用することを妨げない。

(法律事務所表示の除去)

六 被懲戒弁護士法人は、直ちに法律事務所であることを表示する表札、看板等一切の表示を除去(表示としての機能を失わせる措置一般をいう。以下同じ。)しなればならない。ただし、被懲戒弁護士法人が業務停止の期間中であること及びその期間を、弁護士会等の指示する方法で表示することにより、除去に代えることができる。

(名刺等の使用)

七 被懲戒弁護士法人の社員等は、被懲戒弁護士法人の社員等として使用する名刺並びに被懲戒弁護士法人の法律事務所名を表示した事務用箋及び封筒を自ら使用し、又は他に使用させてはならない。

(弁理士及び税理士の業務等)

八 被懲戒弁護士法人は、弁理士及び税理士の業務並びに法第三十条の五の規定に基づく法務省令(以下「法務省令」という。)に定める業務を目的としている場合であっても、業務停止の期間中は、これらの業務を行うことができない。

- 4 -

(社員等の個人としての法律事件等の取扱い)

九 被懲戒弁護士法人の社員等は、処分を受ける前から自ら受任(法第三十条の六第一項の規定による選任に係る受任を含まない。)していた法律事件及び顧問契約(以下「法律事件等」という。)の業務を行うことができる。

被懲戒弁護士法人の社員等は、被懲戒弁護士法人が解除すべき、又は解除した法律事件等を、個人として引き継いで行うことはできない。ただし、法第三十条の十九第二項の規定に抵触しない場合であつて、かつ、依頼者が受任を求めるときは、この限りでない。この場合において、当該社員等は、依頼者に対して委任を求め、働きかけをしてはならず、受任する場合には、依頼者から、業務停止に係る説明を受けて委任した旨の書面を受領しなければならない。

(法律事務所の設置等の禁止)

十 被懲戒弁護士法人は、業務停止の期間中は、法律事務所を設け、又は移転してはならない。

2 弁護士法人の法律事務所の業務停止のとき

(法律事件等の取扱い等)

一 被懲戒弁護士法人は、業務停止に係る法律事務所が

主として業務を行う法律事件等について依頼者との委任契約及び顧問契約を解除しなければならない。この場合において、弁護士措置基準第二第一号から第三号まで及び第五号の規定は、「被懲戒弁護士」を「被懲戒弁護士法人」と、弁護士措置基準第二第四号の規定は、「被懲戒弁護士」を「業務停止に係る法律事務所」と読み替えて、被懲戒弁護士法人について準用する。ただし、依頼者が被懲戒弁護士法人の他の法律事務所が業務を行うこととして契約の継続を求めるときは、解除しないことができる。この場合において、当該被懲戒弁護士法人は、依頼者に対して契約の継続を求め、働きかけをしてはならず、契約を継続する場合には、依頼者から、業務停止に係る説明を受けて契約を継続する旨の書面を受領しなければならない。

業務停止に係る法律事務所を登録事務所とする社員等は、法第三十条の六第一項の規定により選任された事件は、辞任しなければならない。ただし、業務停止の期間が一か月以内の場合であつて被懲戒弁護士法人が当該事件に係る委任契約を解除しないことができ、かつ、解除しない場合は、この限りでないが、業務停止に係る法律事務所の業務停止の期間中は、当該事件

の業務を行うことはできない。

(指定の取扱い)

二 業務停止に係る法律事務所を登録事務所とする社員と依頼者との間の指定関係は、終了させなければならぬ。ただし、業務停止の期間が一月以内であつて依頼者が指定の継続を求めるときは、指定を継続して業務停止の期間が満了した後に再び業務を行うことができる。

(復代理人の選任等)

三 被懲戒弁護士法人は、法律事務所の業務停止により解除すべき法律事件等について新たに復代理人を選任し、又は業務停止に係る法律事務所を登録事務所とする社員等を新たに加入させ、若しくは雇用してはならない。

(復代理人等の監督)

四 業務停止に係る法律事務所を登録事務所とする社員等は、処分を受ける前に選任した復代理人及び使用人弁護士等に対し、指示及び監督をしてはならない。

(法律事務所の管理行為等)

五 被懲戒弁護士法人は、業務停止に係る法律事務所の管理行為及び賃貸借契約並びに当該法律事務所を登録

- 7 -

事務所又は就業場所とする使用人弁護士等及び従業者との雇用契約等を継続することができる。

(法律事務所の使用)

六 被懲戒弁護士法人及び社員等は、業務停止に係る法律事務所を、被懲戒弁護士法人の業務を行うために使用してはならない。

業務停止に係る法律事務所を登録事務所とする社員等が、自己の業務について当該法律事務所を使用することを妨げない。

(法律事務所表示の除去)

七 被懲戒弁護士法人は、業務停止に係る法律事務所につき、直ちに法律事務所であることを表示する表札、看板等一切の表示を除去しなければならない。ただし、当該法律事務所が業務停止の期間中であること及びその期間を、弁護士会等の指示する方法で表示することにより、除去に代えることができる。

(名刺等の使用)

八 業務停止に係る法律事務所を登録事務所とする社員等は、被懲戒弁護士法人の社員等として使用する名刺並びに当該法律事務所名を表示した事務用箋及び封筒を自ら使用し、又は他に使用させてはならない。

- 8 -

(弁理士及び税理士の業務等)

九 業務停止に係る法律事務所は、被懲戒弁護士法人が弁理士及び税理士の業務並びに法務省令に定める業務を目的としている場合であっても、業務停止の期間中は、これらの業務を行うことができない。

(社員等の個人としての法律事件等の取扱い)

十 業務停止に係る法律事務所を登録事務所とする社員等は、処分を受ける前から自ら受任(法第三十条の六第一項の規定による選任に係る受任を含まない。)していた法律事件等の業務を行うことができる。

業務停止に係る法律事務所を登録事務所とする社員等は、被懲戒弁護士法人が解除すべき、又は解除した法律事件等を、個人として引き継いで行うことはできない。ただし、法第三十条の十九第二項の規定に抵触しない場合であつて、かつ、依頼者が受任を求めるときは、この限りでない。この場合において、当該社員等は、依頼者に対して委任を求める働きかけをしてはならず、受任する場合には、依頼者から、業務停止に係る説明を受けて委任した旨の書面を受領しなければならぬ。

(法律事務所の設立等の禁止)

- 9 -

十一 被懲戒弁護士法人は、弁護士会の地域内の全ての法律事務所について処分を受けたときは、業務停止の期間中は、その地域内において法律事務所を設け、又は移転してはならない。

(指導及び監督)

第三 弁護士会等は、被懲戒弁護士法人及びその社員等がこの基準及び弁護士会等の定める規制措置を遵守するよう指導及び監督をしなければならない。

(弁護士会の定める規制)

第四 弁護士会は、必要がある場合は、被懲戒弁護士法人に対する業務停止(法律事務所の業務停止を含む。)の期間中における業務の規制及び弁護士会の採るべき措置について、この基準に準じ別に定めることができる。

(施行期日)

第五 この基準は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月一五日改正)

第二のAの第五項及び第九項並びにBの第六項及び第十項の改正規定は、理事会の承認があつた日(平成十九年三月十五日)から施行する。

附 則 (平成二六年一二月一八日改正)

題名及び第一から第四までの改正規定は、外国弁護士に

よる法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十九号）の施行の日から施行する。

（平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一日から施行）